

# 実務研修 見学実習に係る よくある質問 (Q & A)

## ＜実習受け入れ事業所向け＞

### (1) 実習の受け入れに関する事項

	質問	回答
1	届け出に提出した人数のみを受け入れれば良いのか？	最低、届け出た人数については受け入れをお願いします。実習生の希望や受け入れ機関としての対応が可能であれば届け出以上の受け入れもお願いします。
2	実習生が多数、申し込みがあった場合、選ぶ時の基準はあるのか？当事業所で誰にするか決めていいですか？	定員を超える申し込みがあり、事業所に出向いて可否を判断する事は想定していません。受入可能な人数が決まり、それ以上の受け入れが出来ない場合は断ってください。
3	複数の実習希望者より定員を超える申し込みがあった場合、事業所まで出向いてもらう等の方法により実際に会ってから実習の受け入れ可否を判断していいのか また、それ以外で実習生を選定する方法はどのようなものが考えられるか。	定員を超える申し込みがあり、事業所に出向いて可否を判断する事は想定していません。受入可能な人数が決まり、それ以上の受け入れが出来ない場合は断ってください。
4	受け入れ人数について、受け入れスケジュールを立て、そのスケジュールに実習生の都合が合わない、申し込みがない等の結果、申請していた人数に達しない場合も可か。	ある程度のスケジュール調整はお願いします。ただし、どうしても双方の日程等が合わないなどで受け入れが出来なく受け入れ人数に達しない事もあり得ると考えます。
5	実習受け入れ人数を変更するには、手続きが必要ですか？必要であれば手順を教えてください。	福岡県(高齢者地域包括ケア推進課 092-643-3327)までご相談ください。
6	実習受け入れは同一法人内や関連事業所からの実習生を受け入れて良いのでしょうか？	構いません。
7	同法人の職員を研修生として受け入れても(依頼があった場合)良いか？	可能です。
8	同事業所(例)訪問介護職員や通所職員の受け入れも可能ですか？	今年度、介護支援専門員実務研修受講される方という事だと思いますが、可能です。
9	実習生が勤務している法人と同一法人の居宅介護支援事業所へ依頼があり受け入れしていいのか？	可能です。
10	実習受け入れの変更は届け出すれば出来ますか？	連絡先、管理者氏名、事業所の所在地が変更となった場合→変更届出書を福岡県へ提出 受け入れ人数の変更→福岡県までご相談ください。 受け入れをやめる→特定事業所加算の廃止手続きを行ってください。 詳しくは、福岡県高齢者地域包括ケア推進課にお尋ねください。
11	最初の実習生が早々に決まり日程も決まってしまった。後に追加の実習生から依頼があったが日程調整が最初の実習生と重ならなかった。その時は、別日で調整していいのか？	必ず、一緒に日程で受け入れするという事ではありません。実習生と事業所にて調整して受け入れをお願いします。
12	各種の実習受け入れを「〇〇市在住の人」と限定していますが、そのように地域を限定して受け入れてもいいでしょうか？	多様な高齢者の生活実態を見学実習していただくという事を考えると、保険者によっての社会資源等の違いもある事から地域を限定しての受け入れは望ましくないと考えます。

## (2) 実習の実施に関する事項

	質問	回答
13	実習生の直行直帰はさせないようにとの説明でしたが、実習生が本人の車で来た場合はCMの車の後ろから車で利用者宅に行くのは差し障りないですか。	実習生の自宅から直接、訪問先の利用者宅への訪問。訪問先の利用者宅から自宅へ帰る。という事は禁止しています。 基本的には、事業所の車両に同乗、事故については車両保険の範囲内で処理とするが、車両運転について細心の注意を図るよう説明の上、実習生所有車両での同行訪問を否定しません。
14	当事業所は①主任ケアマネジャー1名／その他の常勤ケアマネジャー3名／非常勤主任ケアマネジャー1名います。非常勤の主任ケアマネジャーの方は、管理者の補助業務や一般的なケアマネの助言指導の業務に携わっている。この方が実習生の指導をする事は可能か。	実習生を受け入れる日勤帯にて、出勤され同行訪問等を行い指導が出来るのであれば可能です。
15	オリエンテーションの参考。たたき台のようなものがあると助かるが	説明会の資料を基に、それぞれの事業所にて必要な事をオリエンテーションしていただくようお願いします。
16	同じ利用者に、3名同時に訪問してよいのか。	担当者会議など、実習期間中に3ケースある事は想定しにくいので 同時訪問でも良いと考えられるが利用者関係者への説明や利用者家族への配慮を十分にお願いします。
17	主任ケアマネが1人で大変な時は、他のケアマネ(主任ケアマネの資格なし)が実習(同行)して良いのか。	原則、主任介護支援専門員が実習指導者となります。なので、主任介護支援専門員がきちんと指導できる環境が出来るように他のケアマネがフォローしてください。
18	研修するのは、同時に複数のCM(主任ケアマネ+主任の資格のないケアマネ)で、それぞれで訪問してよいのか。1人で実習指導しなければならないのか。	主任介護支援専門員以外のケアマネの受け持ちケースでも構いません。その場合は、主任介護支援専門員も同行し指導していただく事が望ましいと考えます。
19	実習記録用紙の①～⑥のプロセスは、1人の利用者を選定した方が良いのか。それとも、バラバラで多様な利用者で良いのか。	バラバラで多様な高齢者を選定していただくようお願いします。
20	「3人受け入れ」と登録しているが、同時に3人受け入れなければなりませんか？時期をずらしての調整は可能でしょうか？	同時受け入れでも、時期をずらしての受け入れでも構いません。実習生と受入事業所にて決めていただいて結構です。
21	「実習見学は在宅」となっているが、在宅にサ高住は含まれいいのか？	多様な高齢者の生活実態の見学を考えるとサービス付き高齢者向け住宅の利用者も含まれると考えます。ただし、すべての利用者がサービス付き高齢者向け住宅の利用者とならないようお願いします。
22	実習生へのフィードバック。 複数実習生と共同でまとめて実施する事が望ましい。とあるが3～4名を受け入れて日程調整が可能なものの不安がある。もし、共同で出来ない場合はどうすればいいのか？	必ず、同日に一緒に振り返りをしなければならないわけではありません。実習生受け入れ事業所にてスケジュールを立てていただき別日での振り返りでも構いません。
23	実習指導者は管理者でなくてもいいのでしょうか？	実習指導者は、原則主任介護支援専門員となりますので、管理者でなくても問題はありません。
24	指導担当の主任介護支援専門員の事例で担当者会議を開催する事例がなく主任ではない介護支援専門員の事例で担当者会議が開催される場合、そちらに同行させて良いでしょうか？	事業所として実習生受入を行いますので実習指導者である主任介護支援専門員以外の担当事例でも同行して構いません。実習受け入れ計画に基づいて対応してください。 実習指導者以外の担当事例以外の訪問等については、実習指導者も同行していただけるとより実りのある同行訪問になると考えられます。
25	3日間とは、計24時間と考えて、実習受け入れ日を決めてよいのか？	重要事項説明書に記載している居宅介護支援事業所の営業時間又は、受付時間を1日と考えてください。 営業時間 9:00～18:00(休憩1時間)であれば、8時間×3日間=24時間と考えてください。

26	実習生から、連絡があるのは何月何日～何月何日の間なのか？	実務研修については、研修2日目に実習オリエンテーションを行いますので1月初旬～3月初旬の間に連絡があると考えられます。
27	実習を決める期間は、前期～後期の間との事だが、それは、いつからいつまでの事か？	実務研修については、受講生のコースによって受け入れる期間が異なってきます。 広く考えると、3月初旬～4月中旬の間の1か月間でという事になります。
28	当法人の1日の勤務時間が7.5時間で、私の育休後の時短勤務時間が6時間です。3日間程度の研修という事で6時間×3日=18時間の研修で可能なのでしょうか？ 平均的な1日の勤務時間が8時間とすれば合計24時間の研修が必要と考えれば4日間の研修となります。	重要事項説明書に記載している居宅介護支援事業所の営業時間又は、受付時間を1日と考えてください。 記載されている営業時間が7.5時間であれば×3日間で22.5時間の実習としてください。 育児短時間勤務職員による常勤換算による勤務形態ですが、実習については、実習指導者の指導の元、他の介護支援専門員が指導に当たっても構わないので7.5時間の3日間でも構いません。受入事業所として、すべての項目において実習指導者の下で指導するという事であれば4日間以上の日程で計画をして下さい。
29	オリエンテーション等のマニュアルはありますか？	マニュアルはありません。
30	説明と同意についてのフォーマットはありますか？	事業所と実習生の間で結ぶ同意書についてはフォーマットを作成しています。 利用者の同意については、ひな形をお渡しすることも可能です。
31	実習プランを1月にたてて実際3月の時にインテーク等(新規)が実施できなかつたらどうするのか？	そのような状況は想定されます。最低限、見学実習記録用紙の項目については現場の資料(実際の重要事項説明書や居宅サービス計画作成依頼書等)を用いて説明してください。
32	実習生に指導者が決まつたら常に回るのか各担当ケアマネがついていて後で指導者がどうだったのかを聞くという事で構わないか？(説明は指導者が行う)	主任介護支援専門員以外のケアマネの受け持ちケースでも構いません。その場合は、主任介護支援専門員も同行し指導していただく事が望ましいと考えます。
33	福岡市としても同様の対応で良いのか？(今後、条例等で独自基準等の取り扱いもあるのか？)	同様の対応でお願いします。
34	当事業所の受け入れ可能人数を1名と記入し提出いたしましたが、最低3名受け入れする様にと指示がありました。うちの方が急性期病院の居宅の為、3名となると受け入れが非常に困難な為、1名受け入れのままでよろしいでしょうか？	届け出ている人数までは受け入れをお願いします。
35	利用者様の都合や拒否で3日間の間に1件も訪問が出来なかった場合はどのような対応をすれば良いのか？事業所の模擬や事例等でも可能か？	出来るだけ、訪問し多様な高齢者の生活実態を見学していただきたいと考えますが、そのような場合、実際のケース資料等を用いて説明していただくようにお願いします。
36	同行訪問には、必ず主任介護支援専門員が同行しないといけないのでしょうか？ケースについて主任介護支援専門員がそろっていないケースもあるので教えてください。	主任介護支援専門員以外のケアマネの受け持ちケースでも構いません。その場合は、主任介護支援専門員も同行し指導していただく事が望ましいと考えます。
37	指導者を決めるが、各々の同行等は別のケアマネ等に指示したりしても可能ですか？(全員で関わる)	主任介護支援専門員以外のケアマネの受け持ちケースでも構いません。その場合は、主任介護支援専門員も同行し指導していただく事が望ましいと考えます。
38	指導者は1名だけなのか。複数もいいのか。	実習指導者については、原則主任介護支援専門員となっています。役割分担をきちんと行き2名の主任介護支援専門員からの指導で問題ないと考えます。

39	指導者は届け出をしないといけないのか。	事前の提出は必要ありません。実習終了後に「福岡県介護支援専門員実務研修実習報告書兼評価書」に実習指導者名介護支援専門員登録番号を記載していただき実習生に渡していただければ結構です。
40	当事業所は管理者(兼務、担当なし)ともう1名主任ケアマネがいます。同行は利用者を担当しているケアマネしかできないと思いますが、説明等は管理者である主任ケアマネでもよろしいのでしょうか。 担当人数が一定数おり、主任ケアマネの負担も大きいと思われますので、指導者2名の形をとれるかご教示ください。	実習指導者については、原則主任介護支援専門員となっています。役割分担をきちんと行き2名の主任介護支援専門員からの指導で問題ないと考えます。
41	実習生を3名受け入れるとした場合、指導者は同じケアマネでいいか。	実習指導者については、同じ主任介護支援専門員で構いません。
42	要支援の利用者でもいいのか	多様な高齢者の生活実態を見学するという事から、対象として考えます。ただし、すべての利用者を要支援の利用者とするのは好ましくないと考えます。
43	必ず新規利用者がいるとは限らないと思いますが、インテークの記載をどのようにしたらいいでしょうか。	そのような状況は想定されます。最低限、見学実習記録用紙の項目については現場の資料(実際の重要事項説明書や居宅サービス計画作成依頼書等)を用いて説明してください。
44	複数を同一日に受け入れる場合、同じ利用者様の訪問等がいいのでしょうか。	同時訪問でも構いませんが利用者関係者への説明や利用者家族への配慮を十分にお願いします。
45	振り返りは複数人同時にとのことであるが、振り返りのみ複数人と事業所の都合上行うことも可か。	可能です。
46	養護老人ホームへの見学は対象となりますか。	多様な高齢者の生活実態を見学するという事から、対象として考えます。ただし、すべての利用者を養護老人ホームの利用者とするのは好ましくないと考えます。
47	事業所として実習マニュアルの整備は必須となってきますか。	必須ではありませんが、マニュアルにより、円滑に実習実施ができるのであれば、作成をお願いします。
48	ケアマネ業務は居宅だけではないので、施設等での実習もあると良いと思う。(現時点では難しいと思いますが)	居宅訪問～給付管理業務までの一連の流れを学習するという事です。介護支援専門員養成研修における実習受入に関する指針においても居宅での研修と位置付けてあります。
49	件数や訪問内容(モニタリング、アセスメント、坦会)で決められた訪問件数はありますか?1件でもいいのか。	決められた、訪問件数はありません。但し、多様な高齢者の生活実態を通しての実習をお願いします。

### (3) その他の事項

	質問	回答
50	11月末で介護支援専門員が1人退職するため特定事業所加算の所得ができなくなります。1月には、1名入社予定で加算所得の届け出をする予定です。その際は「実習受入協力事業所登録申請書」の申請を再度、行う必要があり、受け入れ可能ですか?	特定事業所加算が廃止されたときに、決定通知は返還することとなっていますので、申請は再度行ってください。
51	11月末まで、特定事業所加算Ⅲケアマネ1名が11月末退職します。 12月～加算なしの届け出を提出しています。上記の状況ですが実習生を受け入れるのでしょうか?	受け入れの必要はありません。 再度特定事業所加算を取得されることになった場合、実習生の受け入れを行っていただきます。

52	主任ケアマネが3月に退職予定です。1月中旬に実習生から受け入れの連絡があった場合は受け入れ拒否してもいいのでしょうか？上記内容から2月までの特定事業所加算は算定してよいのでしょうか。	特定事業所加算の取得要件(実習の協力又は協力体制を確保していること)を満たしていなければ、特定事業所加算を取得できません。 主任ケアマネ退職後、後任を雇って引き続き特定事業所加算を取得される予定であれば、実習生の受け入れを行っていただき、特定事業所加算を取得できなくなったことが判明した時点で特定事業所加算の廃止届を行ってください。
53	訪問時(同行)での車両事故での車両に保険(外部者)が加入していない場合は	同乗させて事故があった場合は、事業所で対応をお願いします。 事業所の車両に同乗、事故については車両保険の範囲内で処理としますが、車両運転について細心の注意を図るよう説明をお願いします。
54	訪問(家)にいく際に、もし交通事故の時が起きた場合どうするのか？	基本的には、事業所の車両に同乗、事故については車両保険の範囲内で処理としますが、車両運転について細心の注意を図るよう説明の上、実習生所有車両での同行訪問を否定いたしません。
55	車移動ですが自動車保険の契約上実習生の同乗は難しいです。 実習生が自動車免許を所得していなかった場合、公共交通機関を使用する事になること。また、有料駐車場から訪問のたびに出し入れすると高額になること等、受け入れ後に実習生から「聞いていなかった。聞いていたら別の事業所にした」等の苦情がきた場合どう対応したらいいですか？事前に説明してから受け入れをしたいのですが。 事業所の契約駐車場はありません。	事前に説明の上受け入れを行ってください。
56	保険の加入は無しという事ですが、実習中は任意で加入することを勧める事は可能か？(トラブル回避の為)	事業所等で保険を準備できるのであれば、加入を勧めても構いません。実習生にもきちんと説明をお願いします。
57	一緒に訪問するときに車両の事故等が心配。どういう扱いになるのか知りたい。	基本的には、事業所の車両に同乗、事故については車両保険の範囲内で処理としますが、車両運転について細心の注意を図るよう説明の上、実習生所有車両での同行訪問を否定いたしません。
58	実習生が起こした事故等について損害賠償は自己負担とあるが、事業所としてのリスクを考えると今後、整備をお願いしたい。	この実習を対象に加入できる保険ができた場合は、対応する予定です。
59	相談時は、県？それとも、協会に連絡すればよいのか？	受け入れ事業所として、対応の難しい相談等については実習生の研修実施機関(福岡県介護支援専門員協会もしくは福岡県社会福祉協議会)にご相談ください。
60	事業所に公印がありません。本所に公印をもらうには時間がかかります。事業所のゴム印と私印でもいいのでしょうか。	後日差し替えで構いませんので、公印をお願いします。
61	後日、質問が発生した場合はどのような形で質問すればいいか。	実習受入決定後、質問や問題が起った場合は研修実施団体(福岡県介護支援専門員協会もしくは福岡県社会福祉協議会)に連絡してください。(電話連絡で構いません)
62	1つの意見として、在宅ケアマネ・施設も大事なのでは	今回の実習先については、ガイドラインに基づき県と協議して決定しております。
63	現在ヘルパー等の介護従事者が多いと思います。今関わっている方を実習対象としていいのか？	受入事業所の取り扱うケースを実習対象として下さい。

「主任ケアマネのみで受け入れ対応するものではない」と言われましたが、ガイドラインでは①主任ケアマネと同席・同行の実習と③主任ケアマネの研修を受講終了している人材となっているが、主任ケアマネ1名しかいない事業所としては通常業務に支障があるがどっちが本当か？

指導は原則として主任ケアマネが行います。主任介護支援専門員以外のケアマネの受け持ちケースで対応することは構わないが、主任ケアマネも同行し指導していただくことが望ましいと考えます。

### ※個別実習に係る事項

「個別実習」とは、実務研修受講者が「見学実習」とは別に取り組む実習のことです

「個別実習」では、受講者が一人の利用者（実習協力者）に対して認定調査やケアプラン作成を行うことになっています。

また、受講者は自分でご利用者（実習協力者）を探し、「個別実習」の協力をご利用者（実習協力者）に直接、依頼することになっています。

ご利用者（実習協力者）を見つけることができない場合、受講者から見学実習先にご利用者の紹介をお願いされるかもしれません。

ご利用者を紹介するか否かについては、事業所の判断で差支えありませんが、実施団体からは「相談しても良いが紹介してもらえる可能性は低い」と受講者に伝えています。個人情報の関係もありますので、無理にご紹介していただく必要はございません。